⑼　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
⑽　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
⑾　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑿　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⒀　手続における交渉の有無　無
⒁　契約書作成の要否　要
⒂　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⒃　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問合せ先は、４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway Mukaibata Elevated Bridge (Substructure)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 5 July 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : From 10 : 00 A.M. 28 August 2013 to 4 : 00 P.M. 30 August 2013
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年６月３日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　奥脇　郁夫
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中部横断自動車道　平高架橋他１橋（ＰＣ上部工）工事（電子入札(郵送入札)対象案件）
⑶　工事場所　自）山梨県南巨摩郡南部町福士
至）山梨県南巨摩郡南部町福士
⑷　工事内容　本工事は、橋梁上部工（２ヵ所―延長約940m）を含む延長約940mのＰＣ橋上部工工事である。
⑸　工事概算数量
橋梁上部工　２ヵ所―937.5m
平高架橋（上り線）―621.5m
大堀川橋（上り線）―316.0m
型式
ＰＣ７径間連続ラーメン箱桁橋（平高架橋）
ＰＣ４径間連続ラーメン箱桁橋（大堀川橋）
最大支間長　100.0m（平高架橋）
架設方法　片持張出し架設
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,170日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約11,000㎥
鉄筋　約2,000ｔ
型枠　約35,000㎡
ＰＣ鋼材　約408,000kg
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑽　本工事は、資料の提出・入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。
⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると東京支社長に認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　競争参加資格要件
①　単体の場合　「ＰＣ橋上部工工事」において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）
②　特定建設工事共同企業体を構成する場合
「ＰＣ橋上部工工事」において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上ある２者で構成された特定建設工事共同企業体。
なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けたものを除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体
⑷　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。)
①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者
ア　同種工事（下記ａを必要とする。）
ａ　片持張出し架設工法により架設した最大支間長80m以上のＰＣ箱桁橋（又はＰＣ連続箱桁橋）の工事